

令和3年第4回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和3年4月28日(水) 午後1時30分

東浦町役場 第1会議室

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和3年第3回定例会会議録承認

日程第 2 議案第23号 東浦町社会教育委員の選任について

【生涯学習課】

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第10号 令和3年第1回東浦町議会定例会における一般質問
及び回答について

【教 育 部】

日程第 5 報告第11号 令和3年度東浦町教育委員会職員数について

【教 育 部】

日程第 6 報告第12号 令和3年度学校訪問・林間学習視察について

【学校教育課】

日程第 7 報告第13号 区域外就学許可者及び指定学校変更許可者について

【学校教育課】

日程第 8 各課報告

閉 会

____ 時 ____ 分

次回

第5回定例会

令和3年5月25日(火) 午前9時30分

場所 東浦町役場 第1会議室

自由討議

議案第 23 号

東浦町社会教育委員の選任について
東浦町社会教育委員を別紙のとおり選任するものとする。

令和3年4月28日提出

東浦町教育委員会教育長 恒 川 渉

提案理由

東浦町社会教育委員定数等に関する条例第2条の規定により提案するものである。

東浦町社会教育委員（新任）

No	氏 名	住 所	職 名 等	備 考
1	原田正治		町コミュニティ連絡協議会（生路コミュニティセンター参与）	新 任 令和3年5月 1日から

参 考

○社会教育委員定数等に関する条例第2条

委員の定数は 30 名以内とする。社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者、公募により選考された者のうちから教育委員会が委嘱する。

○社会教育委員定数等に関する条例第3条

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○任期 11 か月

○期間 令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

令和3年4月 教育長報告

(行事報告)

【日 付】	【報 告 内 容】
4月 1日（木）	町職員辞令交付式 教職員発令通知式・新任受入式
4月 2日（金）	知多地方教育事務協議会
4月 4日（日）	東浦町消防団入退団式
4月 5日（月）	あいさつまわり（県庁・知多教育事務所等）
4月 6日（火）	予算配当説明会
4月 8日（木）	学校経営会議 東浦町小学校国内研修事業実施委員会 学校開放運営委員会
4月 13日（火）	教頭会議 教務主任会議
4月 14日（水）	行政経営会議 共同学校事務室運営委員会 全国大会報告会
4月 15日（木）	通級指導担当者会 愛知県町村教育長会役員会・研修会
4月 20日（火）	校務主任会議
4月 21日（水）	初任研開講式 知多北スポーツ課長スポーツ推進委員理事会
4月 24日（土）	ボーイスカウト入隊・上進式（東浦第1団）
4月 27日（火）	東浦町小中学校PTA連絡協議会
4月 28日（水）	第4回教育委員会定例会

令和 3 年
第 1 回東浦町議会定例会
一般質問及び回答

質問者（質問順位 1） 田崎 守人 議員

1. 交通事故防止の取り組みは

（４） 通学路交通安全プログラムでの取り組み内容と成果は。また、基本計画の取り組みの成果指標にどのように寄与しているか。

【回答】毎年、東浦町通学路交通安全対策担当者連絡会を開催し、各学校の通学路の危険箇所を把握し、これらへの対応を検討しています。本連絡会において関係機関と危険箇所を共有し連携することで、効果的な対策を行うことができ、通学路の安全性の向上を図ることができています。

なお、通学路交通安全プログラムでの取り組みによる成果の例としては、石浜三本松交差点への歩行者用信号機の設置や交差点南側歩道へのガードパイプの設置、町内各所への路肩のカラー舗装化が挙げられます。

基本計画の取り組みの成果指標への寄与についてですが、本プログラムの効果として、数値的な寄与は明確ではありませんが、通学路の安全性は向上していると認識しています。

しかしながら、現状の業務実態として、PDCAサイクルの内、Pの部分「点検の実施、対策の検討」と、Dの部分「対策の実施」まではほぼできていますが、CとAの部分（効果の把握、対策の改善・充実）が不十分であると感じています。

今後は対策箇所における効果の把握、対策内容の改善・充実を図ることにより、通学路の継続的な安全性の向上に努めていきたいと考えます。

質問者（質問順位 4） 鏡味 昭史 議員

1. 小中学校の通学路について

（1）本町での小中学校の通学路で、歩道等が狭く、人が車道にはみ出すような危険の恐れのある箇所の把握はしているのか伺います。

【回答】町道西平地西之宮線、国道 366 号豆搗川より南側の道路、県道東浦名古屋線等、歩道等が狭く、交通安全に十分に気を付けて登下校すべき箇所については、各校と情報を共有しております。

（2）昨年の第 3 回 9 月定例会で一般質問しました、国道 366 号線の東浦中学校生通学路の安全確保や緒川地区における県道東浦名古屋線での北部中学校生通学路の安全確保について、どのように考えているのか伺います。

【回答】国道 366 号や緒川地区における県道東浦名古屋線は、登下校時における車の交通量も多く、特に安全に注意しなくてはならない場所であると認識しています。そのため、各校において、生徒が交通事故に遭わないよう、年度始めに交通安全教室を実施したり、長期休業前など、機会を捉えて注意喚起をしたりすることで、生徒の安全確保への意識高揚を図っています

（3）小学生低学年における下校時に、見守り隊による不審者などの安全確保を行っている地区もあると聞くが、町内各地区で行っているのか。また、不審者による声かけが過去にあったと聞くが、教育委員会として把握しているのか。それに伴う対応研修は行っているのか伺います。

【回答】見守り隊による不審者などからの安全確保については、多くの地区で、見守り隊として、PTA やスクールガードの方々に小学生低学年の下校を見守っていただいています。

また、見守り隊の活動に加え、例えば、健康保持のために散歩している方や買い物のために外出する方などが、小学生を気にかけて、あいさつ等をしていただけていることで、地域の多くの方に見守り隊の役割を担っていただけていると考えています。

今後も、不審者が近づきたくないと思うような町とするために、小学生と地域住民とのつながりを大切にしていきたいと考えています。過去の不審者による声かけについては、平成 27 年度は 2 件、平成 28 年度は 2 件、平成 29 年度は 1 件、平成 30 年度は 0 件、令和元年度は 1 件、令和 2 年度は現在まで 1 件を教育委員会で把握しています。

不審者情報については、当該学校が教育委員会へ報告することになっております。また、「東浦町小中学校における緊急情報の連絡経路」にしたが

って、教育委員会から各校に速やかに不審者に関する情報伝達を行い、児童生徒の安全を確保する体制が整っています。不審者への対応研修としては、年度始めに、各校で作成している学校安全マニュアルを確認したり、警察の方を講師に招いての不審者対応訓練を行ったりしています。

（４）町内の中学生の通学は、徒歩通学や自転車により学校へ通っていますが、その基準となるものがあるのか。また、自転車の購入は新入学時であり保護者への負担が重く掛かっていますが、補助する考えはないのか伺います。

【回答】各中学校において、学校までの距離等を考慮して、自転車による通学についての可否を判断しています。また、自転車購入の補助についてですが、徒歩通学の生徒も部活動や職場体験を始めとする校外学習等、中学校生活の中で自転車を使用する機会が多くあります。

そのため、新入学時に新たに自転車を購入する方に対して、補助する考えはありません。

質問者（質問順位 6） 間瀬 宗徳 議員

2. コミュニティ・スクールと地域の関わりについて

（1）令和元年 6 月定例会での他の議員の一般質問の答弁では、学校運営協議会を行うデメリットとして、「学校が抱えている諸業務に加えて大きな負担となる」ということでした。制度を導入することになった経緯と理由を伺う。

【回答】令和元年 6 月定例会では、コミュニティ・スクール導入のデメリットの一つとして、「学校運営協議会会議を行うための調整等が負担になる」と答弁していますが、その後の導入事例等の情報収集により、導入に向けた組織づくりの例として、学校評議員制度等の「既存の仕組みを生かす」取り組み方があることもわかってきました。

本町においても、学校評議員制度や学校を支援してくださっている団体等、既存の組織を学校運営協議会の仕組みに発展させることで、組織的で継続的な連携、協働体制の確立が可能であると考え、本制度を導入する方針としました。

（2）準備を進めるために、令和 2 年度にモデル校として卯ノ里小学校と西部中学校を選定した理由と、全校への展開について今後の予定を伺う。

【回答】1 小学校 1 中学校である西部中学校区は、学校や地域の課題を共有しやすい地域であることから、コミュニティ・スクールの目指す「地域とともにある学校づくり」を行うことに適した学校区であると判断し、小中連携型の一つの学校運営協議会を行うモデル校として卯ノ里小学校と西部中学校を選定しました。

全校展開については、当初は令和 2 年度に西部中学校区で準備会として実施したのち、令和 3 年度からの全校展開を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による学校休業等により、モデル校としての活動がほとんどできませんでした。このことから、令和 3 年度は準備会ではなく、法律に規定された組織として引き続き西部中学校区をモデル校として実施する予定としております。

なお、全校展開については、西部中学校区での実績を踏まえ、令和 4 年度より実施していきたいと考えております。

（３）学校運営協議会に対して、教育委員会はどのような役割を担うのか伺う。

【回答】教育委員会の役割は、協議会の設置、協議会委員の任命及び協議会の適正な運営を確保する措置を講じることが法律に規定されています。協議会の適正な運営の確保のためには、まず、教育委員会は各学校の目指すべき将来像（どのような学校にしたいか）を理解するとともに、地域との連携や協働体制を確立させ、学校の活性化を図ることが重要と考えます。

また、各校の活動についての情報交換をする場の設定や、活動に対する予算面の支援を行うとともに、活動普及のための地域への周知や広報活動により、学校教育活動への理解と参画を促す環境づくりも教育委員会として必要な役割と考えます。

具体的な例として、本年１月１６日に実施した教育フォーラムでの学校ボランティア活動の紹介も、学校運営協議会に対する教育委員会の役割の一つと認識しています。

（４）学校運営協議会が行う役割の中で、東浦町としての特徴的な内容があれば伺う。また、将来的にはどのような運営協議会を目指すのか伺う。

【回答】学校運営協議会の主な役割としては、「校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること」や、「学校運営について、教育委員会や校長に意見を述べること」があります。東浦町としての特徴的な内容は特にはありませんが、本町においてはすでに多くの地域の方が学校の支援をしていただいておりますので、より組織的な地域との連携・協働体制を構築していきたいと考えています。

また、将来的にどのような運営協議会を目指すのかについてですが、これまでの学校運営においては、校長が学校評議員の方から意見をいただき、学校運営に反映してきました。これからは、地域の方や保護者と学校運営の方向性を共有し、学校運営の当事者としての意識を持っていただくことで、地域と学校が一体となって子供たちの成長に関わり、地域づくりにも貢献できるような協議会になることを目指したいと考えています。

(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、学校運営協議会の役割の一つに、「教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる」とある。令和元年6月定例会の他の議員の答弁では、「任用に関する意見については課題がある」ということでしたが、どのように課題を解消する考えか伺う。

【回答】和元年6月議会では、教職員の任用に関する意見をいただく上で、学校の実態を正しく理解していただくには課題があると答弁しております。

学校の実態をあまり理解していない方から教職員の任用に関する意見をいただくことに対し、学校が混乱しないか。学校の実態を理解した上での意見をいただくには相当の時間を要するのではないか。また、委員が教職員の任用に関する意見を申し出ることに対する抵抗感が強く、建設的な意見がいただけないのではないか。という懸念がありました。

しかしながら、先進地事例等の情報を踏まえ、教育委員会の規則の中で、学校運営協議会委員を任命するときは、校長に意見を聴くことと定めており、校長が委員の任命に具体的に関与することで、教育委員会は学校と関わりのある委員を任命することができ、学校の実態を理解した上での意見がいただける組織づくりができます。

また、教職員の任用に関する意見の対象を、学校の運営に関する基本的な方針を実現し、又は教育上の課題を解決するための職員の配置に関する事項と定めており、委員が意見を述べやすくしています。

以上のことから、教職員の任用に関する意見についての課題は解消できるものと考えています。

(6) 地域と学校を結ぶための「地域学校協働本部」とは、どのような組織で、どのような役割を持つのか伺う。

【回答】地域学校協働本部は、地域学校協働活動の推進のために地域住民や保護者、PTAや社会教育団体等が参画し、ネットワークが形成された組織となります。これまで学校に対して個々に活動していた団体が、団体どうしのつながりを持つことで、地域学校協働本部という組織が形成されることになります。

ただし、コミュニティ・スクール導入後、すぐに全ての団体のネットワーク化は難しいと考えており、既存団体の活動を尊重しながら、将来的にはお互いが連携できるような仕組みを作っていきたいと考えています。

地域学校協働本部の役割としては、学校の将来像や目標を共有し、より効

果的な地域学校協働活動を行うことで、学校と地域が一体的に取り組めるような体制を構築することが挙げられます。また、地域学校協働活動の推進にあたっては、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）」を配置することが理想ですが、組織の実態もまだ見えない中、来年度当初からの配置は難しいと考えており、これからの活動の中で、地域の方がこの役割を担っていただければと考えています。

（７）コミュニティ・スクールの推進には、地域住民や、今まで学校の活動を支援している団体の理解が大切ですが、教育委員会としては、情報の発信や、協力の呼びかけをどのように行う考えか伺う。

【回答】具体的な方法は今後検討していきますが、主な情報発信の方法としては、教育フォーラム、各学校が発行する学校だよりや学校ホームページ等を利用し、より多くのより幅広い層の地域の方々に興味を持っていただけるよう情報発信をしていきたいと考えています。

また、必要に応じ、各地区コミュニティの役員会等、地域の方が集まる会等においても周知を図っていきたいと考えています。

質問者（質問順位 9）大川 晃 議員

1. コロナ禍における学校教育について

（1）令和2年度に臨時休校が実施され夏休みの短縮も行われましたが登校日数や授業時間は、例年と比べてどれだけ影響があったかを伺います。

【回答】学年により多少の差はありますが、小学校中学校ともに、例年と比べて、おおよそ、登校日数は11日減、授業時数は60時間の減となります。

（2）令和2年度の児童・生徒が例年と比べて影響を受けたと思われる授業内容を伺います。

【回答】小学校中学校ともに、水泳の授業は実施できませんでした。また、体育の接触を伴う競技、音楽の鍵盤ハーモニカ、リコーダー、合唱、理科の実験、家庭科の調理実習、話し合いやグループ活動等は、感染症防止対策を十分に講じた上での実施となりました。

（3）例年行われていた特別授業で中止となったものを伺います。

【回答】例えば、なまず号による地震体験、読み聞かせ、救急法講習会、情報モラル教室など、外部の講師を招いての授業を実施できなかった学校がありました。

（4）夏休みを短縮して授業が行われましたが一般教室へのエアコン設置の効果について伺います。

【回答】夏季休業中における酷暑日の中でも教育活動を行うことができ、休業の影響による「学びの遅れ」を取り戻すことができました。

（5）コロナ禍では3密を防ぐなどの対応を強いられますが授業などで考慮したことを伺います。

【回答】現在でも、座席は一人ずつ距離をとって配置し、話し合いやグループ活動を行う際にアクリル板を設置したり、対面にならないように配慮したりしています。また、寒い時期でも常時窓を開け、換気をするようにしています。感染リスクが比較的高いと言われている給食の時間においては、対面にならないよう全員が同じ方向を向いて、会話することなく食事をしています。

（6）感染症拡大防止のためのアルコール除菌を誰がどのように行っているかを伺います。

【回答】教職員が、児童生徒の下校後または清掃時に、机や引き戸の取手、電気のスイッチ等、よく触れる部分のアルコール除菌を毎日行っています。

(7) 令和2年4月に厚生労働省から「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施についての案内が行われていますが、自宅待機が続くと子供たちの状況を把握しづらくなると思いますが、本町ではどの様に対応し、その結果、家庭内DVを受けるなど、影響があった児童生徒がいたかを伺います。

【回答】「子どもの見守り強化アクションプラン」における対象の児童生徒については、要保護児童対策地域協議会実務者会議で協議し、学校、関係機関、地域が連携し、適切な支援を行っています。また、昨年度末から今年度始めにかけての休校における期間は、担任が中心となり、電話や家庭訪問を行い、全ての児童生徒の状況の把握に努めました。休業の影響による自宅待機が続きましたが、そのことが原因で、家庭内DVを受けるなど、影響があった児童生徒はいませんでした。

(8) 本町では、学校メルマガを通じて校区ごとに学校側から保護者などにこまめに情報発信されていますが、学校は地域にとっても重要な役割を担っています。コロナ禍における学校施設の利用の仕方など地域に対してお伝えしたいことがあれば伺います。

【回答】普段から、利用者の皆様が、学校施設を大切に使用していただいていることに感謝しています。今後も新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、特に使用後のアルコール除菌を丁寧に行っていただきたいと思います。

(9) 例年、インフルエンザの流行による学級閉鎖などがありますが令和2年度の状況を伺います。また、過去5年間の学級閉鎖数や閉鎖日数も伺います。

【回答】令和2年度は現在まで、学級閉鎖はしていません。過去5年間の学級閉鎖数や閉鎖日数については、平成27年度は、「学級閉鎖は、のべ9学級24日、学年閉鎖は、のべ1学年3日」、平成28年度は、「学級閉鎖は、のべ10学級28日、「学年閉鎖は0」、平成29年度は、「学級閉鎖は、のべ8学級24日、学年閉鎖は0」、平成30年度は、「学級閉鎖は0、学年閉鎖は、のべ1学年3日」、令和元年度は、「学級閉鎖は、のべ6学級18日、学年閉鎖は0」です。

質問者（質問順位 11）前田 明弘 議員

1. 放置自転車の現状と自転車利用者のマナーについて

（4）幼児、児童生徒の自転車の正しい乗り方と指導状況について伺う。

【回答】町内保育園や町内小中学校では、日ごろの交通マナーを振り返り、安全に行動できる態度や習慣、技能などを身に付けることを目的に交通安全教室を実施しています。

園児に対しては、信号や横断歩道などにおける歩行、横断方法を中心に指導しているため、自転車の乗り方指導などは実施していませんが、町内小中学校の児童・生徒については、警察や交通安全協会の方を講師に招き、ヘルメットの正しい着用や飛び出しをしないこと、スマートフォンを見ながらの運転禁止など自転車の交通ルールについて指導しています。

また、小学校では、実際に自転車に乗って安全な自転車運転の指導をしています。

2. 小学校「教科担任制」が 2022 年からの導入について

（1）教科担任制のメリットとデメリットについて伺う。

【回答】教科担任制は、小学校高学年において、一部の教科を中学校のように教科担任が受け持つ仕組みです。メリットとしては、教科指導の専門性をもった教員が授業を行うことで、授業の質が向上し、児童の学習内容の理解度・定着度が高まること、授業の効率化による教員の負担軽減につながることで、小学校で中学校の教科担任制を経験することで、中 1 ギャップの改善が期待できることです。

デメリットとしては、学級担任が、担当学級の児童と関わる時間が少なくなり、これまで行ってきた学級担任制による一人一人に応じた細やかな指導が難しくなることです。

（2）先進県として活動している兵庫県、横浜市、北九州市の現状について伺う。

【回答】これら先進地域では、国語や理科、英語などの授業を専科教員が指導していたり、特定の教科を学級担任間で交換したりして教科担任制を実施しています。教科の交換とは、例えば 2 学級の学年において、1 組の担任が、1 組と 2 組の国語の授業を受け持つ代わりに、2 組の担任が、1 組と 2 組の算数の授業を受け持つ方法です。こうした実践により、教員は、担当する教科が絞られ、教材研究や授業改善をより深めることができたとする報告がされています。

(3)「小1ギャップ」や「中1ギャップ」の課題について伺う。

【回答】「小1ギャップ」は、「小1プロブレム」として問題視されている言葉です。小学校入学直後、遊びから学びに生活の中心が変わり、学校生活になじめない児童が見られることが問題となっています。こうした問題に対して、幼稚園や保育園から小学校へと滑らかな接続を図るため、生活科など体験的な活動を多く取り入れたカリキュラムを充実させることが課題です。

また、「中1ギャップ」は、中学校で教科担任制や部活動などが始まり、授業や学校生活が変化することによるギャップです。こうしたギャップが、生徒に精神的な影響を及ぼしているという問題があります。こうした問題に対して、小学校と中学校の連携を強化し、学校間の交流を図り、さらに、小学校高学年に教科担任制を導入して、中学校生活につなげていくことが課題です。

(4)小中学校の教職員による連携状況について伺う。

【回答】小中連携については、教育委員会による学校訪問の機会に合わせ、他校の教員が、校種を越えて授業を参観することで、お互いの学校文化を理解しています。さらに、教科ごと各校の教員でつくる教科研究部会で研究授業や研究協議を行い、小学校から中学校へつながる教科指導の連携を図っています。

また、他にも小中学校の教員が参加する様々な協議会や連絡会で、各校の行事の実施や生活の決まり、児童生徒の様子について情報交換を行うなどの連携も図っています。

(5)多忙な教員の働き方改革につながるのか見解を伺う。

【回答】それぞれの学級に入って指導する専科教員がより多く配置されれば、学級担任が受け持つ授業時間数を減らすことができます。そうすることで、勤務時間の中で、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することができ、教員の働き方を変えることになると考えられます。

(6)先ほどの競争率2.7倍という倍率の見解、また愛知県の倍率の見解を伺う。

【回答】都道府県教育委員会などが令和元年度に実施した公立小学校の教員採用試験の倍率が、2.7倍と過去最低だったことが文部科学省より発表されています。愛知県では、本年度実施された小学校の教員採用試験の倍率が3.1倍、昨年度が3.2倍となっており、全国平均と比べるとやや高くなっています。しかし、愛知県においても、倍率の低下とともに志願者数の減少傾向も見られます。志願者の倍率が3倍を下回ると、資質能力が低い教員が採用される可能性が高くなるとも言われています。

こうした志願者減少の要因の一つは、教員の多忙化が考えられます。本町では、多忙化改善としてタイムカードの導入等に取り組んでまいりました。

今後さらなる働き方改革のために、児童にも教員にも意義のある小学校教科担任制の実現が望まれます。そして、本町で行っている学生ボランティア事業などをさらに充実させることで、多くの人たちに教職を志してもらえよう、その魅力を発信し続けていくことが重要であると考えています。

質問者（質問順位 12）米村 佳代子 議員

2. 災害時避難所となる小中学校体育館のバリアフリー化について

（１）地震災害・風水害２次避難場所となる町内の小中学校体育館トイレ・スロープ（段差解消）のバリアフリーの整備状況を伺う。

【回答】体育館出入り口が車いす等の出入りを考慮したスロープとなっている学校は、藤江小学校、片葩小学校、石浜西小学校、緒川小学校、卯ノ里小学校、森岡小学校、北部中学校、西部中学校の８校です。スロープのない学校は、生路小学校、東浦中学校の２校ですが、災害時に避難所となった場合には、避難所職員等の介添えにより障害者や高齢者の方の利用は可能と考えます。

また、体育館トイレの整備状況についてですが、現在、町内の小中学校の体育館には車椅子が利用できる多目的トイレの設置はありません。現時点において、災害時に避難所となった場合には、校舎内の多目的トイレ、または仮設トイレの使用を想定しています。

ただし、体育館から多目的トイレ等への移動についても、バリアフリー化されていない学校もあるため、避難所職員等による介添えは必要となってきます。

（２）高齢化も進み、これから起こる南海トラフ大地震等に備え、高齢者・障がい者に優しい避難所づくりは喫緊の課題と捉え、小中学校体育館バリアフリー化の方針、実施計画・整備目標等の検討を伺う。

【回答】バリアフリー化にあたっては、身体に障害のある児童生徒や高齢の来校者等が、自らあるいは介助者の手助けにより無理なく安全に施設を利用できることが望まれます。併せて、既存施設の構造や改修コストなどの課題を考慮し検討・整備していくことが必要です。

今回のバリアフリー法の改正により、公立小中学校が特別特定建築物に追加され、建築物移動等円滑化基準への対象施設となり、小中学校のバリアフリー化の推進の必要性は高くなってきたことは認識しています。

なお、既存建築物に対しては、建築物移動等円滑化基準への適合は努力義務とされており、直ちにバリアフリー化をしなければならないということではありません。

避難者を含めた学校を利用しようとする方が、安心して利用できる環境整備は必要と考えておりますので、学校施設の整備計画の中で検討を進めていきたいと考えています。

令和3年度 東浦町教育委員会職員数

(4月1日人数)

		令和3年度	令和2年度	増 減	備 考
教育部長		1 人	1 人	0 人	
学 校 教 育 課	職 種	令和3年度	令和2年度	増 減	備 考
	正規職員	12 人	13 人	△ 1 人	指導主事2名を含む
	会計年度任用職員	129 人	122 人		
	学校教育課事務員	1 人	1 人	0 人	
	こどもと親の相談員	2 人	2 人	0 人	
	学習支援コーディネーター	2 人	2 人	0 人	
	ふれあい教室	4 人	4 人	0 人	
	アフタースクール	12 人	11 人	1 人	
	小学校	75 人	71 人		
	学校用務員	14 人	14 人	0 人	
	学校事務員	7 人	7 人	0 人	
	休日図書用務員	2 人	2 人	0 人	藤江小学校
	心の健康相談員	7 人	7 人	0 人	
	学校生活支援員	30 人	29 人	1 人	
	教科等特別指導員	7 人	7 人	0 人	
	英語教育指導員	1 人	1 人	0 人	石浜西小、緒川小
	理科実験支援員	2 人	0 人	2 人	7校2名(R2.6.1新設)
	日本語適応教室補助員	5 人	4 人	1 人	石浜西小学校
	中学校	25 人	24 人		
	学校用務員	6 人	6 人	0 人	
	学校事務員	3 人	3 人	0 人	
	学校給食用務員	2 人	2 人	0 人	
	心の健康相談員	3 人	3 人	0 人	
	学校生活支援員	8 人	7 人	1 人	
	日本語適応教室補助員	2 人	2 人	0 人	東浦中学校
	養護教諭補助員	1 人	1 人	0 人	東浦中学校
	小中学校	8 人	7 人		
	学校図書用務員	3 人	3 人	0 人	10校3名
	学校環境整備員	5 人	4 人	1 人	北地区2名、南地区3名

生涯学習課	職 種	令和3年度	令和2年度	増 減	備 考
	正規職員	7 人	8 人	△ 1 人	再任用1名を含む
	会計年度任用職員	7 人	6 人		
	文化センター	3 人	3 人		
	生涯学習指導員	1 人	1 人	0 人	
	事務員	2 人	2 人	0 人	
	資料館	4 人	3 人		
	資料館指導員	1 人	1 人	0 人	
	学芸員補助	1 人	1 人	0 人	
	資料館職員	1 人	1 人	0 人	
	事務員	1 人	0 人	1 人	

図書館	職 種	令和3年度	令和2年度	増 減	備 考
	正規職員	7 人	7 人	0 人	再任用1名を含む
	会計年度任用職員	22 人	22 人		
	図書館指導員	1 人	1 人	0 人	
	図書館司書補助	4 人	4 人	0 人	
	図書館職員	17 人	17 人	0 人	

スポーツ課	職 種	令和3年度	令和2年度	増 減	備 考
	正規職員	5 人	5 人	0 人	
	会計年度任用職員	20 人	19 人		
	事務員	3 人	2 人	1 人	
	体育施設維持維持管理員	5 人	4 人	1 人	
	施設管理員	6 人	7 人	△ 1 人	
	ふれあいセンター コミュニティセンター 施設管理員	6 人	6 人	0 人	

学校給食センター	職 種	令和3年度	令和2年度	増 減	備 考
	正規職員	9 人	9 人	0 人	
	会計年度任用職員	45 人	43 人		
	事務員	1 人	1 人	0 人	
	給食用務員	1 人	1 人	0 人	
	調理員	35 人	33 人	2 人	
	給食配送	8 人	8 人	0 人	

計	正規職員	41 人	43 人	△ 2 人	
	会計年度任用職員	223 人	212 人	11 人	

令和3年度 学校教育課報告

令和3年4月

児童生徒数(4月7日現在)

(人)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	0	21	1	26	2	24	2	24	1	24	3	34	9	153
	女	2	30	1	26	1	34	0	33	0	27	2	34	6	184
	計	2	51	2	52	3	58	2	57	1	51	5	68	15	337
生路小学校	男	1	29	3	26	3	31	1	22	0	28	1	28	9	164
	女	0	38	0	27	2	22	0	28	0	22	0	35	2	172
	計	1	67	3	53	5	53	1	50	0	50	1	63	11	336
片葩小学校	男	1	34	0	32	1	34	0	43	1	35	1	38	4	216
	女	0	36	2	30	0	32	1	31	1	38	0	52	4	219
	計	1	70	2	62	1	66	1	74	2	73	1	90	8	435
石浜西小学校	男	1	44	0	41	0	44	4	40	1	45	2	33	8	247
	女	1	39	0	31	0	41	2	38	1	41	0	33	4	223
	計	2	83	0	72	0	85	6	78	2	86	2	66	12	470
緒川小学校	男	2	40	0	24	3	47	7	53	3	42	1	48	16	254
	女	1	49	0	38	0	59	0	34	1	52	0	40	2	272
	計	3	89	0	62	3	106	7	87	4	94	1	88	18	526
卯ノ里小学校	男	1	32	3	26	2	24	2	16	2	33	1	30	11	161
	女	1	17	0	28	0	17	0	26	0	23	1	30	2	141
	計	2	49	3	54	2	41	2	42	2	56	2	60	13	302
森岡小学校	男	1	36	2	40	3	47	2	34	2	29	0	33	10	219
	女	1	48	0	24	0	31	1	39	0	38	1	36	3	216
	計	2	84	2	64	3	78	3	73	2	67	1	69	13	435
小学校計	男	7	236	9	215	14	251	18	232	10	236	9	244	67	1,414
	女	6	257	3	204	3	236	4	229	3	241	4	260	23	1,427
	計	13	493	12	419	17	487	22	461	13	477	13	504	90	2,841
東浦中学校	男	4	133	4	109	4	121							12	363
	女	0	121	4	126	1	133							5	380
	計	4	254	8	235	5	254							17	743
北部中学校	男	2	70	3	84	1	70							6	224
	女	0	78	1	94	1	70							2	242
	計	2	148	4	178	2	140							8	466
西部中学校	男	1	28	3	23	3	25							7	76
	女	1	26	0	33	0	35							1	94
	計	2	54	3	56	3	60							8	170
中学校計	男	7	231	10	216	8	216							25	663
	女	1	225	5	253	2	238							8	716
	計	8	456	15	469	10	454							33	1,379

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数 (人)

学 校 名	当 月		前 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤 江 小 学 校	1	23	1	23
生 路 小 学 校	0	18	0	18
片 葩 小 学 校	0	28	0	28
石 浜 西 小 学 校	0	90	0	89
緒 川 小 学 校	0	31	0	31
卯ノ里小 学 校	0	27	0	27
森 岡 小 学 校	0	39	0	39
小 学 校 計	1	256	1	255
東 浦 中 学 校	0	64	0	89
北 部 中 学 校	0	27	0	41
西 部 中 学 校	0	14	0	22
中 学 校 計	0	105	0	152
総 計	1	361	1	407

長期欠席者数 (人)

学 校 名	当 月	前 月
藤 江 小 学 校	3	2
生 路 小 学 校	2	2
片 葩 小 学 校	6	4
石 浜 西 小 学 校	7	6
緒 川 小 学 校	0	1
卯ノ里小 学 校	1	2
森 岡 小 学 校	2	2
小 学 校 計	21	19
東 浦 中 学 校	21	19
北 部 中 学 校	3	8
西 部 中 学 校	4	3
中 学 校 計	28	30
総 計	49	49

いじめ認知件数 (件)

学 校 名	当 月	前 月
藤 江 小 学 校	0	2
生 路 小 学 校	0	0
片 葩 小 学 校	0	0
石 浜 西 小 学 校	0	0
緒 川 小 学 校	0	0
卯ノ里小 学 校	0	1
森 岡 小 学 校	1	0
小 学 校 計	1	3
東 浦 中 学 校	0	0
北 部 中 学 校	0	1
西 部 中 学 校	0	0
中 学 校 計	0	1
総 計	1	4

※いずれも特別な記載がない限り、当月1日現在の数です。

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
- ・新入学学用品費(新小中1年)
- ・給食費
- ・林間学校費(小5、中2)
- ・修学旅行費(小6、中3)
- ・卒業アルバム代等

※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

令和3年度 生涯学習課の事業報告、事業計画

4月事業報告

- 1 文化センター事業
【イベント】
25日（日）親子ふれあいイベント「東浦町を歩き尽くせ」
- 2 郷土資料館事業
【企画展】
17日（土）から 春の企画展「人の一生 ー人生の節を刻むー」
【講座・教室】
8日（木） 四季の陶芸教室（春）
- 3 地区コミュニティセンター事業
【講座・教室】
14日（水） オリジナルピック付き多肉植物の寄せ植え教室（藤江）

5月事業計画

- 1 文化センター事業
【会議】
19日（水） 第1回社会教育委員会（勤労福祉会館）
【講座・教室】
11日（火） 子ども大好きごはん（はなのき会館）始め2講座
- 2 郷土資料館事業
【企画展】
30日（日）まで 春の企画展「人の一生 ー人生の節を刻むー」
【講座・教室】
22日（土） 歴史講座「人生の儀礼の食」
- 3 地区コミュニティセンター事業
【講座・教室】
8日（土） 母の日の贈り物子どもプリザードフラワー教室（緒川）始め4講座

その他

特になし

令和3年度 中央図書館の事業報告、事業計画

4月事業報告

- 1 図書館事業
 - ・17日（土） 本のリサイクルフェア
- 2 特集展示
 - 児童）ぴかぴかの一年生におすすめ / 外国語絵本
 - 一般）堂場瞬一 作家デビュー20周年
 - ミニ展示）資料館企画展コラボ「人の一生～人生の節を刻む」
習い事をはじめよう
- 3 イベント おはなし会 水曜日のみ開催

5月事業計画

- 1 図書館事業
 - ・2日（日） めいぐるみおとまり会
 - ・6日（木） ボランティア代表者会議
- 2 特集展示
 - 児童）再発見！日本（日本の文化・行事）
 - 一般）パパ・ママ特集
 - ミニ展示）お外を楽しもう
- 3 イベント おはなし会 水曜日のみ開催

その他

- ・内装工事のため、5月11日（火）から視聴覚・ブラウジングコーナーの利用を中止します。
- ・新コーナーの愛称を募集中です。（別添チラシ）

令和3年度スポーツ課事業報告・事業計画

◇4月事業報告

- 1 スポーツ推進委員
13日（火）定例会
28日（水）スポーツ推進委員知多地区役員会（はなのき会館・研修室）
- 2 知多北地区社会体育連絡協議会
21日（水）第1回理事会（はなのき会館・研修室）
- 3 スポーツ協会事業
8日（木）第1回役員会（はなのき会館・研修室）
22日（木）評議員会（はなのき会館・研修室）
- 4 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
15日（木）第1回実行委員会（はなのき会館・研修室）
- 5 学校体育施設開放事業
8日（木）学校体育施設開放運営委員会（はなのき会館・研修室）
8日（木）学校体育施設開放運営連絡会（体育館・小体育室）
- 6 スポーツ少年団
28日（水）スポーツ少年団第1回代表者会（はなのき会館・研修室）
- 7 その他
14日（水）全国大会報告会（役場・応接室）
 - ・ソフトテニス ダブルス男子 優勝
 - ・エアロビック 団体 優勝
 - 個人 優勝、9位

◇5月事業計画【コロナウイルス感染拡大防止のため、中止の場合あり】

- 1 スポーツ教室
 - ・女性ストレッチ&エアロ教室を始め8教室 5/10から10/18
（子ども体育〔年少、年中A・B、年長、小学1年〕、初心者キッズダンス、女性ストレッチ&エアロ、バランスボール）
- 2 スポーツ推進委員会
11日（火）第2回定例会議
- 3 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
16日（日）第1回小中学生練習会（あいち健康の森）

◇その他

特になし

令和3年
学校給食5月分予定献立表(案)

東浦町学校給食センター

18回		献立名		備考
日	曜			
6	木	ロールパン 牛乳	鶏肉のハーブ焼き(小1, 2年1個、小3年～2個) ポークビーンズ オレンジ	
7	金	ご飯 牛乳	春巻き チンジャオロースー ピリ辛汁	
10	月	麦ごはん 牛乳	コロッケ 生揚げとキャベツのみそ炒め かきたま汁	
11	火	ソフトめん 牛乳	カレー南蛮 ジャーマンポテト パインアップルのシロップ煮	
12	水	ご飯 牛乳	さばの銀紙焼き 豚肉と大根の煮物 野菜とひじきのごま酢あえ	
13	木	サンドイッチバンズパン 牛乳	えびカツ 野菜のスープ煮 甘夏入りフルーツポンチ	
14	金	麦ご飯 牛乳	ハンバーグのおろしソースかけ 凍り豆腐の卵とじ煮 キャベツのゆかりあえ	
17	月	ご飯 牛乳	かつおのおかか煮 肉じゃが 野菜の香の物あえ	
18	火	麦ごはん 牛乳	ビビンバ(肉・卵) ビビンバ(野菜) 春雨スープ ヨーグルト	
19	水	玄米入りご飯 牛乳	ホキフライの黒酢あんかけ 野菜のきょうろぶきあえ じゃがいもと玉ねぎのみそ汁 一口蒲郡みかんゼリー	食育の日
20	木	小型ロールパン 牛乳	やきそば ごぼう入りつくね(小1, 2年1個、小3年～2個) フルーツのレモンゼリーあえ アーモンド入り小魚(中学校のみ)	
21	金	麦ご飯 牛乳	ちくわの磯部揚げ(小1, 2年生1個、小3年～2個、中3個) 焼肉風炒め 田舎汁	
24	月	ご飯 牛乳	鮭のごまみそマヨネーズ焼き 生揚げの中華煮 黄桃のシロップ煮	
25	火	中華めん 牛乳	ちゃんぽんめんの汁 愛知県産野菜入りぎょうざ(小1, 2年生1個、小3年～2個、中3個) バンバンジーサラダ 味付き乾燥豆腐(中学校のみ)	
26	水	ご飯 牛乳	キャベツ入りメンチカツ たけのこのきんぴら わかめのみそ汁	
27	木	クロスロールパン 牛乳	オムレツのトマトソースかけ アスパラ入りクリームシチュー 冷凍みかん	
28	金	麦ごはん 牛乳	大豆入り米粉カレーライス 焼きウインナー かつおフレークのサラダ	
31	月	ご飯 牛乳	まぐろとレバーのごまがらめ 切干大根のソース炒め けんちん汁	

食べものカレンダー アスパラガス
木曜日 パン
第2・4火曜日 めん

その他
特になし